

周易正義訓讀 — 謙卦・豫卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰《周易正義》の訓読訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
- ◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傅氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）
- ◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）
- ◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「広大本」と略称。）
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した経・伝・注（王弼注（一）内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

☶ 艮下
☷ 坤上 謙、亨。君子有終。

「疏」正義曰、「謙」者、屈躬下物、先人後己。以待物、則所在皆通、故曰「亨」也。小人行謙、則不能長久、唯「君子有終」也。然案謙卦之象、「謙」爲諸行之善、是善之最極、而不言元與利貞及吉者、元是物首也、利貞是乾正也。於人既爲謙退、何可爲之首也。以謙下人、何以乾正於物。故不云元與利貞也。謙必獲吉、其吉可知、故不言之。凡易經之體有吉理可知而不言吉者、即此謙卦之繇及乾之九五「利見大人」、是吉理分明、故不云「吉」也。諸卦言「吉」者、其義有嫌者、爻兼善惡也。若行事有善、則「吉」乃隨之。若行事有惡、則不得其吉。諸稱「吉」者、嫌其不言、故稱「吉」也。若坤之六五、及泰之六五、並以陰居尊位、若不行此事、則无吉、若行此事、則得其吉、故並稱「元吉」。其餘皆言吉、事亦仿此。亦有大人爲吉、于小人爲凶、若否之九五云。休否、大人吉」是也。或有於小人爲吉、大人爲凶。若屯之九五「小貞吉、大貞凶」、及否之六三「包承、小人吉」之類是

也。亦有其吉灼然而稱「吉」者、若大有上九「自天佑之、吉无不利」之類是也。但易之爲體、不可以一爲例。今各隨文解之、義具諸卦之下。今謙卦之繇、其吉可知也。既不云「吉」、何故初六、六二及九三並云「吉」者。謙卦是總諸六爻、其善既大、故不須云「吉」也。六爻各明其義、其義有優劣、其德既不嫌其不吉、故須「吉」以明之也。

〔況易經之體〕 阮校 閩・監・毛本同。宋本「況」作「凡」。◎單疏本・廣

大本・足利八行本は「凡」字に作る。これが正しい。

謙は亨る。君子終有り。

〔疏〕正義に曰はく、「謙」とは、躬を屈して物に下り、人を先にして己れを後にす。此を以て物を待たば、則ち在る所皆な通ず、故に「亨」と曰ふなり。小人謙を行はば、則ち長久なる能はず、唯だ「君子のみ終有り」なり。

然れども〈謙〉卦の象を案ずるに、「謙」は諸行の善爲れば、是れ善の最も極まりなるに、而も「元」と「利貞」及び「吉」を言はざるは、「元」は是れ物の首なり、「利貞」は是れ〈乾〉の正なり。人に於いて既に謙退を爲せば、何ぞ之れが首と爲るべけんや。謙を以て人に下るに、何ぞ〈乾〉を以て物を正さんや。故に「元」と「利貞」とを云はざるなり。謙ならば必ず吉を獲、其の吉なること知るべし、故に之れを言はず。

凡そ《易經》の體に「吉」の理有ること知るべくして「吉」を言はざる者は、即ち此の〈謙〉卦の繇及び〈乾〉の九五「大人を見るに利あり」は、是れ「吉」の理分明なり、故に「吉」を云はざるなり。諸卦に「吉」と言ふは、其の義に嫌ひ有る者は、爻に善惡を

兼ねるなり。若し事を行ふに善有らば、則ち「吉」は乃ち之れに隨ふ。若し事を行ふに惡有らば、則ち其の「吉」を得ず。諸の「吉」と稱するは、其の言はざるを嫌ふ、故に「吉」を稱するなり。〈坤〉の六五、及び〈泰〉の六五の若きは、並びに陰を以て尊位に居り、若し此の事を行はずんば、則ち「吉」無く、若し此の事を行はば、則ち其の「吉」を得、故に並びに「元吉」と稱す。其の餘に皆な「吉」と言ふは、事亦た此に仿ふ。亦た大人は吉と爲り、小人に於いては凶と爲る有り。〈否〉の九五の「否を休くす、大人は吉」の若きは是れなり。或いは小人に於いては吉と爲り、大人は凶と爲る有り。〈屯〉の九五の「小貞は吉、大貞は凶」、及び〈否〉の六三「包承す、小人は吉」の類の若きは是れなり。亦た其の吉なること灼然たりて而も「吉」と稱する者有り。〈大有〉の上九の「天より之れを佑く、吉にして利あらざる無し」の類の若きは是れなり。但だ《易》の體爲る、一を以て例と爲すべからず。今各の文に隨ひて之れを解し、義は諸卦の下に具ふ。

今〈謙〉卦の繇は、其の「吉」なること知るべきなり。既に「吉」と云はざるに、何故に初六・六二及び九三に並びに「吉」と云ふとならば、〈謙〉卦は是れ總べて諸の六爻、其の善既に大なり、故に「吉」と云ふを須ひざるなり。六爻各其の義を明らかにするに、其の義に優劣有り、其の德既に其の吉ならざるを嫌はず、故に「吉」を須ちて以て之れを明らかにするなり。

象曰、謙、亨、天道下濟而光明、地道卑而上行。天道虧盈而益謙、

地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙。謙尊而光、卑而不可踰、君子之終也。

「疏」「象曰」至「君子之終也」。

○正義曰、「謙亨、天道下濟而光明、地道卑而上行」者、釋「亨」義也。欲明天地上下交通、坤體在上、故言「地道卑而上行」也。其地道既上行、天地相對、則「天道下濟」也。且艮爲陽卦、又爲山。天之高明、今在下體、亦是天道下濟之義也。「下濟」者、謂降下濟生萬物也。而「光明」者、謂三光耀而顯明也。「地道卑而上行」者、地體卑柔而氣上行、交通於天以生萬物也。「天道虧盈而益謙」者、從此已下、廣說謙德之美、以結君子能終之義也。「虧」謂減損、減損盈滿而增益謙退。若日中則昃、月盈則食、是虧減其盈。盈者虧減、則謙者受益也。「地道變盈而流謙」者、丘陵川谷之屬、高者漸下、下者益高、是改變「盈」者、流布「謙」者也。「鬼神害盈而福謙」者、驕盈者被害、謙退者受福、是「害盈而福謙」也。「人道惡盈而好謙」者、盈溢驕慢、皆以惡之、謙退恭巽、悉皆好之。「謙尊而光、卑而不可踰」者、尊者有謙而更光明盛大、卑者有謙而不可踰越、是君子之所終也。言君子能終其謙之善事、又獲謙之終福、故云「君子之終」也。

「卑謙而不可踰越」
 「疏」集解作「卑者有謙而不可踰越」。盧文弨云、論

語疏所引正同。○單疏本・廣大本には「者」字が有る。今は盧校に従う。

「是君子之所終也言君子能終其謙之善事又獲謙之終福故云君子之終」

「阮校」集解無「所」字、「事」作「而」、無「福」上「終」字、「之」作

「有」。○集解には従わない。

象に曰はく、「謙は亨る」。天道は下に濟して光明なり、地道は卑く

して上り行く。天道は盈てるを虧きて謙に益し、地道は盈てるを變じて謙に流し、鬼神は盈てるを害ひて謙に福し、人道は盈てるを惡みて謙を好む。謙は尊くして光り、卑けれども踰ゆからざるは、「君子」の「終」なり。

「疏」「象曰」より「君子之終也」に至るまで。

○正義に曰はく、「謙は亨る。天道は下に濟して光明なり、地道は卑くして上り行く」とは、「亨る」の義を釋するなり。天地上下の交通を明らかにせんと欲するに、（坤）體上に在り、故に「地道は卑くして上り行く」と言ふなり。其の地道既に上り行き、天地相對するは、則ち「天道下濟する」なり。且つ（艮）は陽卦と爲し、又た山と爲す。天の高明、今下體に在るも、亦た是れ天道下濟の義なり。「下濟」とは、降下して萬物を濟生するを謂ふなり。而して「光明」とは、三光の耀きを垂れて顯明なるを謂へるなり。

「地道は卑くして上り行く」とは、地體は卑柔にして氣上り行き、天に交通して以て萬物を生ずるなり。

「天道は盈てるを虧きて謙に益す」とは、此より已下、廣く謙德の美を説き、以て「君子」の能く「終ふる」の義を結ぶなり。「虧」とは減損を謂ひ、盈滿を減損して謙退に増益するなり。日中すれば則ち昃かたむき、月盈つれば則ち食するが若く、是れ其の盈てるを虧減するなり。盈つる者虧減すれば、則ち謙なる者益を受くるなり。

「地道は盈てるを變じて謙に流く」とは、丘陵川谷の屬、高き者は漸く下り、下る者は益ます高きは、是れ「盈てる」者を改變し、「謙する」者に流布するなり。

「鬼神は盈てるを害ひて謙に福す」とは、驕盈なる者害を被り、

謙退する者、福を受くるは、是れ「盈てるを害ひて謙に福す」るなり。

「人道は盈てるを惡みて謙を好む」とは、盈溢し驕慢するは、皆な以て之れを惡み、謙退し恭巽（きょうそん）（「つつしみへりくだる」）するは、悉皆（ことごと）く之れを好む。

「謙は尊くして光り、卑けれども踰ゆからず」とは、尊者は謙有りて更に光明盛大に、卑者は謙有りて踰越すべからざるは、是れ「君子」の「終ふる」所なり。言ふところは君子能く其の謙の善事を終へ、又た謙の終福を獲、故に「君子の終」と云ふなり。

象曰、地中有山、謙。君子以裒多益寡、稱物平施。

〔多者用謙以爲裒、少者用謙以爲益、隨物而與、施不失平也。〕

〔疏〕「象曰」至「稱物平施」。

○正義曰、「裒多」者、君子若能用此謙道、則裒益其多、言多者得謙、物更裒聚、彌益多也。故云「裒多」。即「謙尊而光」也、是尊者得謙而光大也。「益寡」者、謂寡者得謙而更進益。即「卑而不可踰」也、是卑者得謙而更增益、不可踰越也。「稱物平施」者、稱此物之多少、均平而施、物之先多者而得其施也、物之先寡者、而亦得其施也。故云「稱物平施」也。此謙卦之象以山爲主是於山爲謙於地爲不謙、應言「山在地中」。今乃云「地中有山」者、意取多之與少皆得其益、似「地中有山」、以包取其物以與於人、故變其文也。

○注「多者用謙」至「不失平也」。

○正義曰、「多者用謙以爲裒」者、爾雅釋詁云「裒、聚也」。於先多者、其物雖多、未得積聚、以謙故益其物更多而積聚、故云「多者用

謙以爲裒」也。「少者用謙以爲益」者、其物先少、今既用謙而更增益、

故云「用謙以爲益」也。「隨物而與」者、多少俱與、隨多隨少、而皆與也。「施不失平」者、多者亦得施恩、少者亦得施恩、是「施不失平」也。言君子於下、若有謙者、官之先高、則増之榮秩、位之先卑、亦加以爵祿、隨其官之高下、考其謙之多少、皆因其多少而施與之也。

象に曰はく、地中に山有るは、謙なり。君子以て多を裒め寡を益し、物を稱りて施を平らかにす。

〔多き者は謙を用ひて以て裒むるを爲し、少き者は謙を用ひて以て益すを爲し、物に隨ひて與へ、施平を失はざるなり。〕

〔疏〕「象曰」より「稱物平施」に至るまで。

○正義に曰はく、「多を裒む」とは、君子若し能く此の謙道を用ひば、則ち其の多きを裒益す。言ふところは多き者謙を得ば、物更に裒聚し、彌益多きなり。故に「多を裒む」と云ふ。即ち「謙は尊くして光る」とは、是れ尊き者謙を得て光大なるなり。

「寡を益す」とは、寡き者謙を得て更に進み益すを謂ふ、即ち「卑けれども踰ゆからず」とは、是れ卑き者謙を得て更に増益し、踰越すべからざるなり。

「物を稱りて施を平らかにす」とは、此の物の多少を稱り、均平にして施し、物の先づ多き者にして其の施を得、物の先づ寡き者にして、亦た其の施を得るなり。故に「物を稱りて施を平らかにす」と云ふなり。

此の（謙）卦の象、山を以て主と爲すは、是れ山に於いて謙を爲し、地に於いて不謙を爲さば、應に「山地中に在り」と言ふべし。今

乃ち「地中に山有り」と云ふは、意の多と少と皆な其の益を得るに取ること、「地中に山有る」に似て、其の物を取りて以て人に與ふるを包むを以て、故に其の文を變ずるなり。

○注の「多者用謙」より「不失平也」に至るまで。

○正義に曰はく、「多き者は謙を用ひて以て衰あむるを爲す」とは、《爾雅》釋詁に「衰は聚なり」と云ふ。先づ多き者に於いては、其の物多しと雖も、未だ積聚することを得ず、謙を以ての故に其の物を益して、更に多くして積聚す、故に「多き者は謙を用ひて以て衰あむるを爲す」と云ふなり。「少き者は謙を用ひて以て益すを爲す」とは、其の物先づ少く、今既に謙を用ひて更に増益す、故に「謙を用ひて以て益すを爲す」と云ふなり。

「物に隨ひて與ふ」とは、多・少俱に與へ、多に隨ひ少に隨ひて、皆な與ふるなり。「施平を失はず」とは、多き者も亦た恩を施さるるを得、少き者も亦た恩を施さるるを得るは、是れ「施平を失はざる」なり。言ふところは君子の下に於けるや、若し謙有る者、官の先づ高ければ、則ち之れに榮秩を増し、位の先づ卑きも、亦た加ふるに爵祿を以てし、其の官の高下に隨ひ、其の謙の多少を考へ、皆な其の多少に因りて之れに施與するなり。

初六、謙謙君子、用涉大川、吉。

〔處謙之下、謙之謙者也。能體「謙謙」、其唯君子。用涉大難、物无害也。〕

〔疏〕正義曰、「謙謙君子」者、能體謙謙、唯君子者能之。以此涉難、

其吉宜也。「用涉大川」、假象言也。

初六は、謙謙たる君子、用て大川を渉るに、吉なり。

〔謙〕の下に處るは、謙の謙なる者なり。能く「謙謙」を體する

は、其れ唯だ君子のみ。用て大難を渉るに、物害ふ无きなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「謙謙たる君子」とは、能く「謙謙」を體するは、唯だ君子者のみ之れを能くす。此を以て難を渉るは、其の「吉」なること宜なり。「用て大川を渉る」は、象を假りて言ふなり。

象曰、「謙謙君子」、卑以自牧也。

〔牧、養也。〕

〔疏〕正義曰、「卑以自牧」者、牧、養也、解「謙謙君子」之義、恒に謙卑自養其德也。

象に曰はく、「謙謙たる君子」は、卑くして以て自らや牧しふなり。

〔牧は養なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「卑くして以て自らや牧しふ」とは、「牧」は養なり、「謙謙たる君子」の義、恒に謙卑を以て自ら其の徳を養ふを解するなり。

六二、鳴謙、貞吉。

〔鳴者、聲名聞之謂也。得位居中、謙而正焉。〕

〔疏〕正義曰、「鳴謙」者、謂聲名也。二處正得中、行謙廣遠、故曰「鳴謙」、正而得吉也。

〔二處正得中〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い「二」字を補う。

六二は鳴謙す。貞にして吉なり。

〔鳴〕とは、聲名の聞こゆるを之れ謂ふなり。位を得て中に居り、謙にして正す。

〔疏〕正義に曰はく、「鳴謙」とは、聲名を謂ふなり。二正に處り中を得、謙を行ふこと廣遠、故に「鳴謙」と曰ひ、正しくして「吉」を得るなり。

象曰、「鳴謙貞吉」、中心得也。

〔疏〕正義曰、「中心得」者、鳴聲中吉。以中和爲心、而得其所、故鳴謙得中吉也。

〔故鳴謙得中吉也〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い「故」字を補う。

象に曰はく、「鳴謙す。貞にして吉」なるは、中心得ればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「中心得」とは、鳴聲中吉なり。中和を以て心と爲し、而して其の所を得、故に鳴謙にして中吉を得るなり。

九三、勞謙、君子有終吉。

〔處下體之極、履得其位、上下无陽以分其民、衆陰所宗、尊莫先

焉。居謙之世、何可安尊。上承下接、勞謙匪解、是以吉也。〕

〔疏〕正義曰、「勞謙君子」者、處下體之極、履得其位、上下无陽以分其民、上承下接、勞倦於謙也。唯君子能終而得吉也。

九三は勞謙たる君子、終有りて吉なり。

〔下體の極に處り、履むこと其の位を得、上下に陽无くして以て其の民を分かち、衆陰の宗とする所、尊きこと焉に先んずる莫し。謙の世に居らば、何ぞ尊に安んずべけんや。上に承け下に接し、勞謙して解るに匪ず、是を以て吉なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「勞謙たる君子」とは、下體の極に處り、履むこと其の位を得、上下に陽无くして以て其の民を分かち、上に承け下に接し、謙に勞倦す。唯だ君子のみ能く終りて吉を得るなり。

象曰、「勞謙君子」、萬民服也。

〔疏〕正義曰、「萬民服」者、釋所以勞謙之義。以上下群陰、象萬民皆來歸服、事須引接、故疲勞也。

象に曰はく、「勞謙たる君子」は、萬民服するなり。

〔疏〕正義に曰はく、「萬民服す」とは、勞謙たる所以の義を釋す。上下の群陰は、萬民の皆な來たりて歸服するに象り、事引接を須つを以て、故に疲勞するなり。

六四、无不利、撝謙。

〔處三之上、而用謙焉、則是自上下下之義也。承五而用謙順、則是上行之道也。盡乎奉上下下之道、故「无不利」。〕「指撝」皆謙、不違則也。〕

〔疏〕正義曰、「无不利」者、處三之上而用謙焉、則是自上下下之義。承五而用謙順、則是上行之道。盡乎奉上下下之道、故无所不利也。

六四は利あらざる無く、撝謙す。

〔三の上に處り、而して謙を用ふるは、則ち是れ上より下に下るの義なり。五を承けて謙順を用ふるは、則ち是れ上に行ふの道なり。上を奉じ下に下るの道を盡くす、故に「利あらざる無し」。〕指撝〔さしまねく〕すること皆な謙して、則に違はざるなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「利あらざる無し」とは、三の上に處り、而して謙を用ふるは、則ち是れ上より下に下るの義なり。五を承けて謙順を用ふるは、則ち是れ上に行ふの道なり。上を奉じ下に下るの道を盡くす、故に利あらざる所无きなり。

象曰、「无不利、撝謙」、不違則也。

〔疏〕正義曰、指撝皆謙「不違則」者、釋「无不利、撝謙」之義。所以「指撝皆謙」者、以不違法則、動合於理、故无所不利也。

象に曰はく、「利あらざる無く、撝謙」するは、則に違はざるなり。〔疏〕正義に曰はく、指撝すること皆な謙して「則に違はず」とは、

「利あらざる無く、撝謙す」の義を釋す。「撝謙すること皆な謙す」る所以は、法則に違はず、動くこと理に合するを以て、故に利あらざる所無し。

六五、不富、以其鄰。利用侵伐。无不利。

〔居於尊位、用謙與順、故能不富而用其鄰也。以謙順而侵伐、所伐皆驕逆也。〕

〔疏〕正義曰、「不富以其鄰」者、以、用也。凡人必將財物周贍鄰里、乃能用之。六五居於尊位、用謙與順、鄰自歸之、故不待豐富能用其鄰也。「利用侵伐无不利」者、居謙履順、必不濫罰无罪。若有驕逆不服、則須伐之。以謙得衆、故「利用侵伐、无不利」者也。

六五は富まずして、其の鄰を以ふ。用て侵伐するに利あり。利あらざる無し。

〔尊位に居り、謙と順とを用ふ、故に能く富まずして其の鄰を用ふるなり。謙順にして侵伐するを以て、伐つ所は皆な驕逆なり。〕〔疏〕正義に曰はく、「富まずして其の鄰を以ふ」とは、「以」は用なり。凡そ人は必ず財物を將ひて鄰里に周く贍らしめ、乃て能く之れを用ふ。六五尊位に居り、謙と順とを用ひ、鄰自ら之れに歸す、故に豊富を待たずして能く其の鄰を用ふるなり。

〔用て侵伐するに利あり。利あらざる無し〕とは、謙に居りて順を履み、必ず濫りに罪无きを罰せず。若し驕逆して服せざる有らば、則ち須らく之れを伐つべし。謙を以て衆を得、故に「用ひて侵伐す

るに利あり。利あらざる无き」者なり。

象曰、「利用侵伐」、征不服也。

象に曰はく、「用て侵伐するに利あり」とは、服せざるを征するなり。

上六、鳴謙。利用行師征邑國。

〔最處於外、不與内政、故有名而已、志功未得也。處外而履謙順、可以邑一國而已。〕

〔疏〕正義曰、「鳴謙」者、上六最處於外、不與内政、不能於實事而謙、但有虛名聲聞之謙、故云「鳴謙」。志欲立功、未能遂事、其志未得。既在外而行謙順、唯利用行師征伐外旁國邑而已、不能立功在内也。

上六は鳴謙す。用て師を行^り邑國を征するに利あり。

〔最も外に處り、内政に與^らず、故に名有るのみにて、功に志すも未だ得ざるなり。外に處りて謙順を履み、以て一國を邑とすべきのみ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「鳴謙」とは、上六最も外に處り、内政に與^らず、實事に於いて謙する能はず、但だ虛名聲聞の謙有るのみ、故に「鳴謙」と云ふ。志功を立てんと欲するも、未だ事を遂ぐる能はず、其の志は未だ得ず。既に外に在りて謙順を行^ひ、唯だ用て師を行^はりて外旁の國邑を征伐するに利あるのみにて、功を立てて内に在る

能はざるなり。

象曰、「鳴謙」、志未得也。可「用行師、征邑國」也。

〔夫吉凶悔吝、生乎動者也。動之所起、興於利者也。故飲食必有訟、訟必有衆起、未有居衆人之所惡、而爲動者所害、處不競之地而爲爭者所奪。是以六爻雖有失位、无應乘剛、而皆无凶咎悔吝者、以謙爲主也。〕謙尊而光、卑而不可踰、信矣哉。〕

〔疏〕「象曰鳴謙」至「征邑國也」。

○正義曰、「志未得」者、釋「鳴謙」之義也。所以但有聲鳴之謙、不能實事立功者、以其居在於外、其内立功之志、猶未得也。「可用行師征邑國」者、釋「行師征邑國」之意。經言「利用」、象改「利」爲「可」者、言内志雖未得、猶可在外興行軍師征邑國也。

○注「動之所起興於利者也」。

○正義曰、「動之所起興於利」者、凡人若不見利、則心无所動。今動之所以起者、見利乃動、故云「興於利」也。「飲食必有訟、訟必有衆起」者、欲明爲利乃有動、動而致訟、訟則起兵。故序卦「需」爲飲食、飲食必有訟、故需卦之後次訟卦也。爭訟必興兵、故訟卦之後次師卦也。

〔未有居衆人之所惡而爲動者所害〕
〔阮校〕郭京云「而」乃「不」字之誤。

盧文昭謂「而」下脱「不」字耳。

〔不能實事立功者〕
〔阮校〕閩・監・毛本同。錢本・宋本「爭」作「事」。○

單疏本・廣大本・足利八行本も「事」字に作る。これが正しい。

象に曰はく、「鳴謙す」るは、志未だ得ざればなり。「用て師を行
り邑國を征す」べきなり。

〔夫れ吉・凶・悔・吝は、動に生ずる者なり。動の起こる所は、
利に興る者なり。故に飲食には必ず訟有り、訟には必ず衆の起
こる有り。未だ衆人の惡む所に居りて、動く者の害ふ所と爲り、
不競の地に處りて争ふ者の辱ふ所と爲る有らず。是を以て六爻
位を失ふこと有りと雖も、應无く剛に乗りて、皆な凶・咎・悔
・吝无きは、謙を以て主と爲せばなり。〕謙は尊くして光り、卑
けれど踰ゆべからず」とは、信なるかな。〕

〔疏〕「象曰鳴謙」より「征邑國也」に至るまで。

○正義に曰はく、「志未だ得ず」とは、「鳴謙」の義を釋するなり。
但だ聲鳴の謙有るのみにて、實事に功を立つる能はざる所以は、其
の居外に在るを以て、其の内の立功の志は、猶ほ未だ得ざるなり。

〔用て師を行り邑國を征す〕とは、「師を行り邑國を征す」の意を
釋す。經に「利用」と言ひ、(象)に「利」を改めて「可」と爲すは、
内に志未だ得ずと雖も、猶ほ外に在りて軍師を興行し邑國を征すべ
きを言ふなり。

○注の「動之所起興於利者也」。

○正義に曰はく、「動の起こる所は、利に興る」とは、凡そ人は若し
利を見ずんば、則ち心動く所無し。今動の起こる所以は、利を見
て乃ち動く、故に「利に興る」と云ふなり。

〔飲食には必ず訟有り、訟には必ず衆の起こる有り〕とは、利の爲
めに乃ち動有り、動きて訟を致し、訟ふれば則ち兵を起こすを明ら
かにせんと欲す。故に(序卦)にては(需)を飲食と爲し、飲食に

は必ず訟有り、故に(需)卦の後に(訟)卦を次するなり。訟を争
はば必ず兵を興す、故に(訟)卦の後に(師)卦を次するなり。

坤下
震上
豫、利建侯行師。

〔疏〕正義曰、謂之豫者、取逸豫之義、以和順而動、動不違衆、衆皆
說豫、故謂之豫也。動而衆說、故可「利建侯」也。以順而動、不加
无罪、故可以「行師」也。无四德者、以逸豫之事不可以常行、時有
所爲也。縱恣寬暇之事不可長行以經邦訓俗、故无「元亨」也。逸豫
非幹正之道、故不云「利貞」也。莊氏云「建侯、即元亨也。行師、
即利貞也」。案屯卦「元亨利貞」之後、別云「利建侯」、則「建侯」
非「元亨」也。恐莊氏說非也。

豫は、侯を建て師を行るに利あり。

〔疏〕正義に曰はく、之れを「豫」と謂ふは、逸豫の義を取る。和順
を以てして動かば、動くこと衆に違はず、衆皆な說豫す、故に之れ
を「豫」と謂ふなり。動きて衆說ふ、故に「侯を建つるに利ある」
べきなり。順を以てして動き、罪无きに加へず、故に以て「師を行
る」べきなり。

四德无きは、逸豫の事は以て常には行ふべからず、時に爲す所有
るを以てなり。縱恣・寬暇の事は長く行ひて以て邦を經し俗を訓ふ
べからず、故に「元亨」无きなり。逸豫は幹正の道に非ず、故に「利

貞」を云はざるなり。

莊氏云ふ、「侯を建つるは、即ち元亨なり。師を行はるは、即ち利貞なり」と。案ずるに《屯》卦「元亨利貞」の後に、別に「侯を建つるに利あり」と云へば、則ち「建侯」は「元亨」に非ざるなり。恐らく莊氏の説は非なり。

象曰、豫、剛應而志行。順以動、豫。豫順以動、故天地如之、而況「建侯行師」乎。天地以順動、故日月不過、而四時不忒。聖人以順動、則刑罰清而民服。豫之時義大矣哉。

〔疏〕「象曰豫剛應而志行」至「大矣哉」。

○正義曰、「豫、剛應而志行。順以動、豫」者、「剛」謂九四也、「應」謂初六也。既陰陽相應、故「志行」也。此就文明豫義。順以動、坤在下、是順也。震在上、是動也。以順而動、故豫也。此以上下二象明豫義也。自此已上、釋豫卦之理也。「豫順以動、故天地如之、而況建侯行師乎」者、此釋「利建侯行師」也。若聖人和順而動、合天地之德、故天地亦如聖人而爲之也。天地尊大而遠、神之難者猶尚如之、況於封建諸侯、行師征伐乎。難者既從、易者可知。若「建侯」能順動、則人從之。「行師」能順動、則衆從之。天地以順動、故日月不過而四時不忒。自此以下、廣明天地聖人順動之功也。若天地以順而動、則日月不有過差、依其晷度、四時不有忒變、寒暑以時。「聖人以順動、則刑罰清而民服」者、聖人能以理順而動、則不赦有罪、不濫無辜、故「刑罰清」也。刑罰當理、故人服也。「豫之時義大矣哉」者、歎美爲豫之善。言於逸豫之時、其義大矣。此歎卦也。凡言不盡意者、不

可煩文具說、故歎之以示情、使後生思其餘蘊、得意而忘言也。然歎卦有三體。一直歎時、如「大過之時大矣哉」之例是也。二歎時并用、如「險之時用大矣哉」之例是也。三歎時并義、「豫之時義大矣哉」之例是也。夫立卦之體、各象其時。時有屯夷、事非一揆、故爻來適時、有凶有吉。人之生世、亦復如斯。或逢治世、或遇亂時、出處存身、此道豈小。故曰「大矣哉」也。然時運雖多、大體不出四種者。一者治時、「頤養」之世是也。二者亂時、「大過」之世是也。三者離散之時、「解緩」之世是也。四者改易之時、「革變」之世是也。故舉此四卦之時爲歎、餘皆可知。言「用」者、謂適時之用也。雖知居時之難、此事不小、而未知以何而用之耳。故坎、睽、蹇之時宜用君子、小人勿用。用險取濟、不可爲常、斟酌得宜、是用時之大略。舉險難等三卦、餘從可知矣。又言「義」者、姤卦注云「凡言義者、不盡於所見、中有意謂者也」、是其時皆有義也。略明佚樂之世、相隨相遇之日、隱遯羈旅之時、凡五卦、其義不小、則餘卦亦可知也。今所歎者十二卦、足以發明大義、恢弘妙理者也。凡於象之末歎云「大矣哉」者、凡一十二卦。若豫、旅、遯、姤凡四卦、皆云「時義」。案姤卦注云、「凡言義者、不盡於所見、中有意謂」。以此言之、則四卦卦各未盡其理、其中更有餘意、不可盡申、故總云「義」也。隨之一卦亦言「義」、但與四卦其文稍別。四卦皆云「時義」、隨卦則「隨時之義」者、非但其中別有義意、又取隨逐其時、故變云「隨時之義大矣哉」。睽・蹇・坎此三卦皆云「時用」。案睽卦注云「睽離之時、非小人之所能用」、蹇卦亦云「非小人之所能用」。此二卦言「大矣哉」者、則是大人能用、故云「大矣哉」。其中更無餘義、唯大人能用、故云「用」不云「義」也。坎卦「時用」、則與睽、蹇稍別、故注云「非用之常、用有時也」。謂

坎險之事、時之須用、利益乃大、與睽、蹇「時用」文同而義異也。

解之「時」、革之「時」、頤之「時」、大過之「時」、此四卦直云「時」、不云「義」與「用」也。案解卦注「難解之時、非治難時、故不言用。

體盡於解之名、无有幽隱、故不曰義、以此注言之、直云「時」者、尋卦之名則其意具盡、中間更无餘義、故不言「義」。其卦名之事、事

已行了、不須別有所用。故解・革及頤事已行了、不須言「用」。唯大過稱「時」、注云「君子有爲之時」。與解・革・頤其理稍別。大過是有用之時、亦直稱「時」者、取「大過」之名、其意即盡、更无餘意、

故直稱「時」、不云「義」、又略不云「用」也。

〔行師能順〕

〔阮校〕

閩・監・毛本同。錢本宋本下有「動」字。◎單疏本・廣大本・足利八行本にも「動」字有り。

〔不監无章〕

〔阮校〕

「補」毛本「監」作「濫」。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「濫」字に作る。

〔不可煩文具說〕

◎阮刻本は「具」字を「其」字に誤刻する。

〔故歎之以示情〕

◎阮刻本は「故」字を「且」字に誤刻する。

象に曰はく、豫は、剛應じて、志行はる。順にして以て動くは豫なり。豫は順にして以て動く、故に天地之の如し。而るを況んや「侯を建て師を行る」をや。天地は順を以て動く、故に日月は過たず、而して四時は忒はず。聖人順を以て動かば、則ち刑罰は清くして民は服す。豫の時義は大いなるかな。

〔疏〕「象曰豫剛應而志行」より「大矣哉」に至るまで。

○正義に曰はく、「豫は、剛應じて、志行はる。順にして以て動くは豫なり」とは、「剛」は九四を謂ひ、「應」は初六を謂ふなり。既

に陰陽相應ず、故に「志行はるる」なり。此れ爻に就きて「豫」の義を明らかにす。「順にして以て動く」は、「坤」の下に在るは、是れ「順」なり。(震)の上に在るは、是れ「動」なり。順を以てして動くが故に「豫」なり。此れ上下の二象を以て「豫」の義を明らかにするなり。此れより已上は、「豫」卦の理を釋するなり。

「豫は順にして以て動く、故に天地之の如し。而るを況んや侯を建て師を行るをや」とは、此れ「侯を建て師を行るに利あり」を釋するなり。若し聖人和順して動かば、天地の徳に合す、故に天地も亦た聖人の如くにして之れを爲すなり。天地は尊大にして遠く、神の難き者すら猶尚之の如くす、況んや諸侯を封建し、師を行行征伐するに於いてをや。難き者既に從へば、易き者は知るべし。若し「侯を建て」て能く順もて動かば、則ち人は之れに從ふ。「師を行行」て能く順もて動かば、則ち衆は之れに從ふ。天地は順を以て動く、故に日月は過たずして四時は忒はず。此れより以下、廣く天地・聖人の順動の功を明らかにするなり。若し天地順を以て動かば、則ち日月に過差有らず、其の晷度(日影の度数)に依り、四時に忒變(たがうこと)有らず、寒暑は時を以てす。

「聖人順を以て動かば、則ち刑罰は清くして民は服す」とは、聖人能く理を以て順ひて動かば、則ち罪有るを赦さず、辜无きを濫せず、故に「刑罰清き」なり。刑罰理に當たる、故に人服するなり。

「豫の時義は大いなるかな」とは、(豫)の善爲るを歎美す。逸豫の時に於けるや、其の義は大なるを言ふ。此れ卦を歎するなり。凡そ言ひて意を盡くさざる者は、文を煩はして具に説くべからず、

故に之れを歎じて以て情を示し、後生をして其の餘蘊を思ひ、意を得て言を忘れしむるなり。

然れども卦を歎ずるに三體有り。一は直だ時を歎ず、「大過の時は大なるかな」の例の如き是れなり。二は時並びに用を歎ず、「險の時は大なるかな」の例の如き是れなり。三は時並びに義を歎ず、「豫の時義は大なるかな」の例是れなり。夫れ卦を立つるの體は、各^{おの}其の時に象る。時に屯夷「艱難と平穩」有りて、事は一揆に非ず、故に爻來たりて時に適^{かな}ふも、凶有り吉有り。人の世に生くるも、亦復^{また}斯の如し。或いは治世に逢ひ、或いは亂時に遇ひ、出處して身を存すること、此の道豈に小ならんや。故に「大なるかな」と曰ふなり。

然れども時運は多しと雖も、大體は四種の者を出でず。一は治まる時、「頤養」の世是れなり。二は亂るる時、「大過」の世是れなり。三は離散の時、「解緩」の世是れなり。四は改易の時、「革變」の世是れなり。故に此の四卦の時を擧げて歎を爲さば、餘は皆な知るべし。

「用」と言ふ者は、時に適ふの用を謂ふなり。時の難に居り、此の事は小ならざるを知ると雖も、而も未だ何を以て之れを用ふるかを知らざるのみ。故に〈坎〉〈睽〉〈蹇〉の時は宜しく君子を用ふべく、小人は用ふる勿し。險を用ひて濟を取るは、常と爲すべからず、斟酌して宜を得るは、是れ「用時」の大略なり。險難等の三卦を擧げば、餘は從ひて知るべし。

又た「義」を言ふ者は、〈姤〉卦注に「凡そ義と言ふは、見れたる所を盡くさず、中に意謂有る者なり」と云ふは、是れ其の時に皆な「義」有るなり。略ぼ佚樂の世、相隨ひ、相遇ふの日、隱遯、羈

旅の時を明らかにす。凡そ五卦、其の義は小さからざれば、則ち餘卦も亦た知るべきなり。

今歎ずる所の者十二卦は、以て大義を發明し、妙理を恢弘するに足る者なり。凡そ〈象〉の末に於いて歎じて「大なるかな」と云ふ者は、凡て一十二卦あり。〈豫〉〈旅〉〈遯〉〈遁〉の若き凡て四卦、皆な「時義」と云ふ。案ずるに〈姤〉卦注に「凡そ義と言ふは、見れたる所を盡くさず、中に意謂有り」と云ふ。此を以て之れを言はば、則ち四卦は、卦各^{おの}未だ其の理を盡くさず、其の中に更に餘意有るも、盡くは申ふべからず、故に總て「義」と云ふなり。

〈隨〉の一卦も亦た「義」と言ふも、但だ四卦と其の文は稍^{やや}別なり。四卦に皆な「時義」と云ひ、〈隨〉卦に則ち「時に隨ふの義」とは、但だに其の中に別に義意有るのみに非ず、又た其の時に隨逐するを取る、故に變じて「時に隨ふの義は大なるかな」と云ふ。

〈睽〉〈蹇〉〈坎〉の此の三卦には皆な「時用」と云ふ。案ずるに〈睽〉卦の注に「睽離の時は、小人の能く用ふる所に非ず」と云ひ、〈蹇〉卦にも亦た「小人の能く用ふる所に非ず」と云ふ。此の二卦に「大なるかな」と言ふは、則ち是れ大人は能く用ふ、故に「大なるかな」と云ふ。其の中に更に餘義無く、唯だ大人のみ能く用ふ、故に「用」と云ひて「義」と云はざるなり。〈坎〉卦の「時用」は、則ち〈睽〉〈蹇」と稍^{やや}別なり、故に注に「用の常に非ず、用に時有るなり」と云ふは、坎險の事、時の須用にして、利益乃ち大なるを謂ひ、〈睽〉〈蹇〉の「時用」と、文は同じきも義は異なるなり。

〈解〉の「時」、〈革〉の「時」、〈頤〉の「時」、〈大過〉の「時」、此の四卦には直だ「時」と云ひ、「義」と「用」とを云はず。〈解〉

卦注の「難解くるの時」は、難を治むる時に非ず、故に用を言はず。體解の名に盡き、幽隱有る無し、故に義を曰はず」を案ずるに、此の注を以て之れを言はば、直だ「時」と云ふ者は、卦の名を尋ねば、則ち其の意は具に盡くされ、中間に更に餘義無し、故に「義」を言はず。其の卦名の事、事已に行ひ了りて、別に用ふる所有るを須ひず、故に「解」(革)及び「頤」の事已に行ひ了りて、「用」と言ふを須ひず。

唯だ「大過」に「時」と稱し、注に「君子爲す有るの時」と云ふは、「解」(革)「頤」と、其の理稍別なり。「大過」は是れ用有るの時なり。亦た直だ「時」と稱するは、「大過」の名を取り、其の意は即ち盡き、更に餘意無し、故に直だ「時」と稱し、「義」と云はず、又た略して「用」を云はざるなり。

象曰、雷出地奮、豫。先王以作樂崇德。殷薦之上帝、以配祖考。

「疏」正義曰、案諸卦之象、或云「雲上于天」、或云「風行天上」。以類言之、今此應云「雷出地上」、乃云「雷出地奮豫」者、雷是陽氣之聲、奮是震動之狀。雷既出地、震動萬物、被陽氣而生、各皆逸豫、故云「雷出地奮、豫」也。「先王以作樂崇德」者、雷是鼓動、故先王法此鼓動而作樂、崇盛德業、樂以發揚盛德故也。「殷薦之上帝」者、用此殷盛之樂、薦祭上帝也。象雷出地而向天也。「以配祖考」者、謂以祖考配上帝。用祖用考、若周夏正郊天配靈威仰、以祖后稷配也。「配祀明堂五方之帝、以考文王也、故云。「以配祖考」也。

「故云雷出地奮豫也」

◎單疏本・廣大本・足利八行本に從い、「曰」字

を「云」字に改める。

象に曰はく、雷地を出でて奮ふは、豫なり。先王以て樂を作り徳を崇ぶ。殷に之れを上帝に薦め、以て祖考に配す。

「疏」正義に曰はく、諸卦の象を案ずるに、或いは「雲天に上る」と云ひ、或いは「風天を行く」と云ふ。類を以て之れを言はば、今此には應に「雷地上に出づ」と云ふべきに、乃て「雷地を出でて奮ふは、豫なり」と云ふは、「雷」は是れ陽氣の聲、「奮」は是れ震動の狀なり。雷既に地を出で、萬物を震動し、陽氣を被りて生じ、各皆な逸豫す、故に「雷地を出でて奮ふは、豫なり」と云ふなり。

「先王以て樂を作り徳を崇ぶ」とは、「雷」は是れ鼓動なり、故に先王此の鼓動に法りて樂を作り、徳業を崇盛し、「樂」は以て盛徳を發揚するが故なり。

「殷に之れを上帝に薦む」とは、此の殷盛の樂を用ひ、上帝を薦祭するなり。雷の地を出でて天に向かふに象るなり。

「以て祖考に配す」とは、祖考を以て上帝に配するを謂ふ。祖を用ひ考を用ふるは、周・夏の正に天を郊し靈威仰を配するに、祖后稷を以て配し、明堂に五方の帝を配祀するに、考文王を以てするが若きなり、故に「以て祖考に配す」と云ふなり。

初六、鳴豫、凶。

「處豫之初、而特得志於上、樂過則淫、志窮則凶、豫何可鳴。」

「疏」正義曰、「鳴豫」者、處豫之初、而獨得應於四、逸豫之甚、是聲鳴於豫。但逸樂之極、過則淫荒。獨得於樂、所以「凶」也。

初六は鳴豫す、凶なり。

「豫の初に處り、而して特り志を上^ひに得。過を樂しまば則ち淫、

志窮せば則ち凶、豫何ぞ鳴くべけんや。」

「疏」正義に曰はく、「鳴豫」とは、(豫)の初に處り、而して獨り四に應ずるを得るは、逸豫の甚しきもの、是れ豫に聲鳴するなり。但だ逸樂の極み、過ぐれば則ち淫荒す。獨り樂しむを得るは、「凶」なる所以なり。

象曰、「初六鳴豫」、志窮凶也。

「疏」正義曰、釋「鳴豫」之義。而初時鳴豫、後則樂志窮盡、故爲「凶」也。

象に曰はく、「初六は鳴豫す」、志窮まつて凶なり。

「疏」正義に曰はく、「鳴豫」の義を釋す。而して初時は鳴豫し、後には則ち樂志窮盡す、故に「凶」と爲すなり。

六二、介于石。不終日、貞吉。

「處豫之時、得位履中、安夫貞正、不求苟豫者也。順不苟從、豫不違中、是以上交不諂、下交不瀆。明禍福之所生、故不苟說。

辯必然之理、故不改其操。介如石焉。「不終日」明矣。」

「疏」正義曰、「介于石」者、得位履中、安夫貞正、不苟求逸豫、上交不諂、下交不瀆、知幾事之初始、明禍福之所生、不苟求逸豫、守志耿介似於石。然見幾之速、不待終竟一日、去惡修善、恒守正得吉也。

「相守正得吉也」^{阮校}「補」闕本・明監本「正」作「善」。錢本宋本「相

作「恒」。案「恒」字是也。◎單疏本・廣大本・足利八行本に從い、「恒

守正得吉也」に作る。

六二は、石に介たり。日を終へず。貞にして吉なり。

「豫の時に處り、位を得て中を履み、夫の貞正に安んじ、苟しくも豫を求めざる者なり。順なれども苟しくも從はず、豫なれども中に違はず、是を以て上交は諂^たはず、下交は瀆^たさず。禍福の生ずる所を明らかにす、故に苟しくも説^よばず。必然の理を辯ず、故に其の操を改めず。介として石の如し。「日を終へざる」こと明らかなり。」

「疏」正義に曰はく、「石に介たり」とは、位を得て中を履み、夫の貞正に安んじ、苟しくも逸豫を求めず、上交は諂はず、下交は瀆さず、幾事の初始を知り、禍福の生ずる所を明らかにし、苟しくも逸豫を求めず、志を守ることの耿介^かたること石に似たり。然れども幾を見ることの速きこと、一日を終竟するを待たず、惡を去り善を修め、恒に正を守り「吉」を得るなり。

象曰、「不終日。貞吉」、以中正也。

「疏」正義曰、釋「貞吉」之義。所以見其惡事、即能離去、不待終日守正吉者、以此六二居中守正、順不苟從、豫不違中、故不須待其一日終守貞吉也。

「此六二居中守正」 ◎阮刻本は「此」字を「比」字に誤刻する。

象に曰はく、「日を終へず。貞にして吉なる」は、中正を以てなり。「疏」正義に曰はく、「貞吉」の義を釋す。其の惡事を見れば、即ち能く離去し、日を終ふるを待たず正吉を守る所以は、此の六二一中に居りて正を守り、順なれども苟しくも從はず、豫なれども中に違はざるを以て、故に其の一日の終を須待せずして「貞吉」を守ればなり。

六三、盱豫悔、遲有悔。

〔居下體之極、處兩卦之際、履非其位、承「動豫」之主。若其盱而豫、悔亦生焉。遲而不從、豫之所疾。位非所據、而以從豫、進退離悔、宜其然矣。〕

「疏」正義曰「盱豫悔」者、六三履非其位、上承「動豫」之主。「盱」謂睢盱。睢盱者、喜說之貌。若睢盱之求豫、則悔吝也。「遲有悔」者、居豫之時、若遲停不求於豫、亦有悔也。

六三は、盱く豫よし悔よゆ。遅ければ悔有り。

〔下體の極に居り、兩卦の際に處り、履むこと其の位に非ず、「動豫」の主を承く。若し其れ睢盱きく〔よろこぶ〕して豫せば、悔も亦た生ず。遅くして從はざるは、豫の疾む所。位は據る所に非

ずして、而も以て豫に從ひ、進退離悔、宜なり其の然ること。〕
「疏」正義に曰はく、「盱く豫よし悔よゆ」とは、六三履むこと其の位に非ず、上「動豫」の主を承く。「盱」は睢盱きくを謂ふ。睢盱とは、喜說の貌なり。若し之れを睢盱して豫を求めば、則ち悔吝あり。
「遅ければ悔有り」とは、豫に居るの時、若し遲停して豫を求めざるも、亦た悔有るなり。

象曰、盱豫有悔、位不當也。

「疏」正義曰、解其「盱豫有悔」之義。以六三居不當位、進退不得其所、故「盱豫有悔」。但象載經文、多從省略。經有「盱豫有悔」、「遲有悔」、「兩文具載、象唯云「盱豫有悔」、不言「遲」者、略其文也。故直云「盱豫」。舉其欲進、略云「有悔」、舉其遲也。

象に曰はく、盱豫し悔有るは、位當たらざればなり。

「疏」正義に曰はく、其の「盱豫し悔有る」の義を解す。六三の居ること位に當たらざらず、進退其の所を得ざるを以て、故に「盱豫し悔有る」なり。但だ(象)の經文を載するに、多く省略に從ふ。經に「盱豫有悔」、「遲有悔」有りて、兩文具さに載せ、(象)は唯だ「盱豫有悔」と云ふのみにて、「遲」を言はざるは、其の文を略するなり。故に直だ「盱豫」と云ひ、其の進まんと欲するを擧げ、略して「有悔」と云ふは、其の遲きを擧ぐるなり。

九四、由豫。大有得。勿疑、朋盍簪。

〔處豫之時、居動之始、獨體陽爻、衆陰所從、莫不由之以得其豫、故曰「由豫、大有得」也。夫不信於物、物亦疑焉、故勿疑則朋合疾也。盍、合也。簪、疾也。〕

〔疏〕正義曰、「由豫大有得」者、處豫之時、居動之始、獨體陽爻、爲衆陰之所從、莫不由之以得其豫、故云「由豫」也。「大有得」者、衆陰皆歸、是大有所得。「勿疑、朋盍簪」者、盍、合也。簪、疾也。若能不疑於物、以信待之、則衆陰群朋合聚而疾來也。

九四は由豫す。大いに得る有り。疑ふ勿かれ、朋盍ひ簪なり。

〔豫の時に處り、動の始に居り、獨り陽爻を體し、衆陰の從ふ所、之れに由りて以て其の豫を得ざること莫し、故に「由豫す。大いに得る有り」と曰ふなり。夫れ物を信ぜずんば、物も亦た焉を疑ふ、故に疑ふ勿くんば則ち朋の合ふこと疾なり。「盍」は合なり。「簪」は疾なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「由豫す。大いに得る有り」とは、豫の時に處り、動の始に居り、獨り陽爻を體し、衆陰の從ふ所と爲り、之れに由りて以て其の豫を得ざること莫し、故に「由豫す」と云ふなり。

「大いに得る有り」とは、衆陰皆な歸するは、是れ大いに得る所有り。「疑ふ勿かれ、朋盍ひ簪なり」とは、「盍」は合なり。「簪」は疾なり。若し能く物を疑はず、信を以て之れを待たば、則ち衆陰の群朋合聚して、疾に來たるなり。

象曰、「由豫、大有得」、志大行也。

〔疏〕正義曰、「釋由豫大有」之意。衆陰既由之而豫、大有所得、是志意大行也。

〔是志意大行也〕 ◎阮刻本は「行」字を「同」字に誤刻する。

象に曰はく、「由豫す。大いに得る有る」は、志大に行はるるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「由豫す。大いに得る有り」の意を釋す。衆陰既に之れに由りて豫し、大いに得る所有るは、是れ志意大に行なはるるなり。

六五、貞疾。恒不死。

〔四以剛動、爲豫之主、專權執制、非己所乘、故不敢與四爭權、而又居中處尊、未可得亡。是以必常至於「貞疾、恒不死」而已。〕
〔疏〕正義曰、四以剛動、爲豫之主、專權執制、非己之所乘、故不敢與四專權。而又居中處尊、未可得亡滅之。是以必常至於貞疾、恒得不死而已。

〔非己所乘〕 阮校 閩・監・毛本同。宋本作「非合己之所乘」。錢本亦有「之」字。○按盧文弨云「非合」猶言「不當」也。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「非合己之所乘」に作る。これが正しい。

六五は、貞にして疾む。恒に死せず。

〔四は剛を以て動き、(豫)の主と爲る。權を専らにし制を執り、

己の乗る所に非ず、故に敢へて四と權を争はず。而して又た中に居り尊に處り、未だ亡ふを得べからず。是を以て必ず常に「貞にして疾む。恒に死せざる」に至るのみ。」

「疏」正義に曰はく、四は剛を以て動き、〈豫〉の主と爲る。權を専らにし制を執り、己の乗るべき所に非ず、故に敢へて四と權を争はず。而して又た中に居り尊に處り、未だ之れを亡滅するを得べからず。是を以て必ず常に「貞にして疾む。恒に死せざる」に至るのみ。

象曰、六五、「貞疾」、乗剛也。「恒不死」、中未亡也。

「疏」正義曰、「六五貞疾乘剛」者、解「貞疾」之義。以乘九四之剛、故正得其疾恒不死也。「中未亡」者、以其居中處尊、未可亡滅之也。

象に曰はく、六五の「貞にして疾む」は、剛に乗ればなり。「恒に死せざる」は、中未だ亡びざればなり。

「疏」正義に曰はく、「六五の貞にして疾むは、剛に乗ればなり」とは、「貞にして疾む」の義を解す。九四の剛に乗るを以て、故に正に其の疾やまひ恒に死せざるを得るなり。「中未だ亡びず」とは、其の中に居り尊に處るを以て、未だ之れを亡滅すべからざるなり。

上六、冥豫成。有渝、无咎。

「處」「動豫」之極、極豫盡樂、故至於「冥豫成」也。過豫不已、何可長乎。故必渝變然後无咎。」

「疏」正義曰、處動豫之極、極豫盡樂、乃至於冥昧之豫而成就也。如俾晝作夜、不能休息、滅亡在近。「有渝无咎」者、渝、變也。若能自思改變、不爲「冥豫」、乃得「无咎」也。

上六は冥豫して成る。渝かはること有らば、咎無し。

「動豫」の極に處り、豫を極め樂を盡くす、故に「冥豫し成る」に至るなり。豫を過ぎて已まらずば、何ぞ長ずべけんや。故に必ず渝變して然る後に咎無し。」

「疏」正義に曰はく、「動豫」の極に處り、豫を極め樂を盡くし、乃ち冥昧の豫にして成就するに至るなり。如し晝をして夜と作らしめ、休息する能はずんば、滅亡近きに在り。

渝かはること有らば、咎無し」とは、「渝」は變なり。若し能く自ら改變を思ひ、「冥豫」を爲さずんば、乃て「咎无き」を得るなり。

象曰、「冥豫」在上、何可長也。

象に曰はく、「冥豫」して上に在れば、何ぞ長かるべけんや。